

## 鹿児島大学さくらっ子保育園運営及び利用要項

〔平成20年 3月 26日  
病 院 長 裁 定〕

### (趣旨)

第1 この要項は、女性医師等の職場復帰を支援するため、鹿児島大学さくらっ子保育園規則(平成20年規則第28号)第8条の規定に基づき、鹿児島大学さくらっ子保育園(以下「保育園」という。)の運営及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (運営方法及び法令遵守)

第2 保育園の運営は、鹿児島大学病院(以下「本院」という。)が外部の保育専門業者(以下「運営団体」という。)に委託して行うものとする。

2 運営団体が保育園の運営を行うにあたっては、法令及び認可外保育施設指導監督の指針(平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を遵守しなければならない。

### (入園定員)

第3 保育園の入園定員は、31人とする。(収容定員50人)

2 入園希望者が定員を超える場合は、運用方針に基づき選考する。

### (保育形態の定義及び利用時間)

第4 保育園の保育形態の定義及び利用時間は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 基本保育とは、概ね月の大半を通常の開園時間で月極保育するもので、利用時間は7時00分から19時00分までとする。
- (2) 短期保育とは、定められた時間内で月極保育するもので、利用時間は7時00分から21時00分までとする。
- (3) 終夜保育とは、毎週水曜日及び木曜日の夕方から翌朝まで保育するもので、基本保育利用者の利用時間は19時00分から翌日7時00分までとする。また、短期保育利用者及び一時保育利用者の利用時間は21時00分から翌日7時00分までとする。
- (4) 延長保育とは、基本保育の時間を延長して保育するもので、利用時間は19時00分から21時00分までとする。(水曜日及び木曜日のみ19時00分から22時30分までとする。)
- (5) 一時保育とは、短期保育を利用する者が月極の保育時間を超過して利用した場合又は緊急若しくは特別な事情(保護者の疾病、冠婚葬祭及び介護等)が発生した場合に一時的に利用するもので、利用時間は7時00分から21時00分とする。
- (6) 病後児保育とは、医師による病名の診断があり回復期にあることの証明がある利用者のみ保育するもので、利用時間は7時00分から19時00分までとする。

### (利用基準)

第5 保育園の利用者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 入園時において0歳(生後8週間以上)から2歳(4月1日から翌年3月31日までの間に3歳に達し、最初の3月31日までの者)までの健康な(病後で回復期にあることを医師が証明した場合を含む)乳児及び幼児(以下「乳幼児」という。)であること。  
ただし、一時保育の利用においては、「2歳」とあるのは「5歳」、「3歳」とあるのは「6歳」と読み替え、小学校就学の始期に達するまで利用できるものとする。
- (2) 労働又は疾病等の理由により乳幼児の保育が困難な状態にある本学の職員(以下「保護者」という。)であること。

## 2 その他園長が適当と認める者

### (休園日)

第6 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める日及び鹿児島大学が定める休日とする。

- 2 保育日のうち、保護者の勤務等の都合により、あらかじめ登園児がいないことが明確な場合は、臨時の休園日とする。
- 3 園長は、自然災害等により登園が適当でないと認められる場合は、休園の措置をとることができる。
- 4 園長は、前項の措置が決定した場合、保護者にその旨を速やかに通知する。

### (入園の申し込み)

第7 月極で入園を希望する保護者は、保育園入園希望申請書（別記様式第1号）を入園希望日の属する月の3か月前の月の初日から末日までに本院総務課に提出しなければならない。

- 2 一時保育を希望する保護者は、原則として利用を希望する日の1週間前までに保育園に利用状況等を確認後、保育園一時保育希望申請書（別記様式第4号）を速やかに本院総務課に提出しなければならない。
- 3 病後児保育を希望する保護者は、原則として前日までに保育園に利用状況等を確認し、病後児保育施設利用連絡票（別記様式第6号）を速やかに保育園に提出しなければならない。

### (入園の決定)

第8 園長は、前条に係る入園の申し込みがあった場合は、利用の可否を決定し、保護者にその旨を通知する。

- 2 前項により入園を決定した乳幼児を保育園の園児（以下「園児」という。）とする。

### (入園手続等)

第9 入園許可後、月極保育を希望する保護者は、次の入園申込関係書類を入園希望日の1週間前までに保育園に提出しなければならない。

- (1) 保育園利用申込書（別記様式第2号）
  - (2) 児童票（別記様式第3号）
  - (3) 食事状況調査書（別記様式第5号）
  - (4) 健康診断書又は母子手帳の写し
  - (5) 保険証の写し
- 2 第7第2項に該当する一時保育を希望する保護者は、次の入園申込関係書類を入園許可後、入園希望日の当日までに保育園に提出しなければならない。
    - (1) 保育園利用申込書（別記様式第2号）
    - (2) 児童票（別記様式第3号）
    - (3) 食事状況調査書（別記様式第5号）
    - (4) 健康診断書又は母子手帳の写し
  - 3 第7第3項に該当する病後児保育の許可を受けた場合は、病後児保育施設利用連絡票（別記様式第6号）を利用希望日の当日までに保育園に提出しなければならない。

### (保育依頼)

第10 保護者は、保育園の定める期日までに利用予定表（別記様式第7号）を保育園に提出しなければならない。

- 2 入園中に投薬を必要とする園児の保護者は、薬投与依頼書（別記様式第8号）を保育園に提出しなければならない。

(保育料の算定方法)

第 11 保育料は、別表のとおりとし、その他の算定方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 月極保育料は、入園又は退園した日の属する月を含むものとし、日割計算は行わないものとする。
- (2) 同一世帯から複数の園児が在園する場合、月極保育の基本保育料は、最も年齢が低い園児は全額負担とし、年齢が低い順から第 2 子が 2 分の 1、第 3 子以上は 10 分の 1 とする。
- (3) 月極保育の短期保育料の算定は、第 10 第 1 項で示した書類を基に算出し、翌月の予定保育時間は別表に該当する範囲内とする。ただし、依頼の時点で予定保育時間が 120 時間を超える場合は、月極保育の基本保育に変更するものとする。
- (4) 月極保育の短期保育予定保育時間を実績が超過した場合、一時保育料金を追加するものとする。
- (5) 一時保育の保育料は、30 分ごと 200 円で算定するものとする。
- (6) 病後児保育料は、月極保育又は一時保育の料金に加算するものとする。

(保育料の納付方法及び徴収方法)

第 12 保育料の納付方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 月極保育料は、前納とし、保護者は、当該月の 27 日(ただし、当該日が休日の場合は翌営業日)までに納付しなければならない。徴収方法は指定口座より振替とする。ただし、やむを得ない事情があると園長が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 終夜保育及び延長保育料は後納とし、利用した月ごとに翌月の 27 日(ただし、当該日が休日の場合は翌営業日)までに納付しなければならない。
  - (3) 一時保育料又は病後児保育料は、利用した月ごとに翌月の 27 日(ただし、当該日が休日の場合は翌営業日)までに納付しなければならない。
  - (4) 長期欠席等による未利用月の月極保育料は、予め保育の長期欠席届を提出した場合は徴収しない。
- 2 運営団体は、前項の規定により納付された保育料を契約に基づき、法人に納めなければならない。

(保育変更及び延長保育の連絡)

第 13 保護者は、保育日及び保育時間の変更又は延長保育の必要が生じたときは、速やかに保育園に申し出なければならない。また、第 7 第 1 項の様式により提出された月極保育の保育形態(基本・短期)を変更する場合、保育園保育形態変更届(別記様式第 11 号)を速やかに本院総務課に提出しなければならない。

(欠席の手続き)

第 14 継続して 1 か月以上、園児の長期欠席を希望する保護者は、長期欠席する前月の 20 日までに保育園長期欠席届出書(別記様式第 9 号)を本院総務課に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、園長は当該園児を登園停止させることができる。
  - (1) 園児が、感染症に罹患若しくは罹患している疑いがあるため、他の園児の健康に影響を及ぼすおそれがあるとき。
  - (2) 前号に定めるもののほか、保護者又は園児が他に迷惑を及ぼしたとき又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(退園)

第 15 保護者は、園児の退園を希望する場合は、退園予定日の 1 か月前までに保育園退園届(別

記様式第 10 号) を本院総務課に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 園長は、次の各号のいずれかに該当する場合、園児を退園させることができる。

- (1) 園児が入園資格を失ったとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽の内容があったとき。
- (3) 保護者又は園児が他に迷惑を及ぼし、園長が退園させることが適当と認めるとき。
- (4) 6 か月以上の欠席期間が見込まれるとき。
- (5) 保護者の届け出がなく、無断欠席が 1 か月以上続いたとき。
- (6) 保護者が保育料を毎月 27 日(ただし、当該日が休日の場合は翌営業日)までに納付せず、催告・督促等に応じないとき。
- (7) その他園児の通園が適当でない認められるとき。

(損害賠償等)

第 16 保護者又は園児が故意又は重大な過失により保育園の施設等を損傷又は滅失した場合、保護者はその損害の全部若しくは一部を賠償し、原状に回復しなければならない。

(その他)

第 17 この要項に定めのない事項が生じた場合は、本院及び運営団体の指示に従うものとする。

附 則

この要項は、平成 20 年 3 月 26 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 26 年 5 月 30 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 27 年 6 月 24 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。ただし、実施日現在、保育中の者については、改正後の第 5 第 1 号にかかわらず小学校就学の始期に達するまで利用できるものとする。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第11関係）

● 通常の保育料金

保育形態		保育時間	料 金	備 考
月極保育	基本保育	7:00～19:00	0歳児～1歳児 40,000円/月	
			2歳児～3歳児 30,000円/月	
			4歳児以上 28,000円/月	
	短期保育	7:00～21:00	保育時間 40h以内/月 14,000円/月	残余時間は、次月に繰越はできない。
			保育時間 80h以内/月 24,000円/月	
			保育時間 120h以内/月 30,000円/月	
終夜保育	基本保育	19:00～7:00	1回につき 1,000円	水曜日・木曜日
	短期保育	21:00～7:00	1回につき 2,000円	
	一時保育	21:00～7:00	1回につき 4,000円	
延長保育		19:00～21:00	100円/30分	基本保育利用者のみ (水曜日及び木曜日のみ19:00～22:30とする。)

● その他の保育料金

保育形態	保育時間	料 金	備 考
一時保育	7:00～21:00	200円/30分	
病後児保育	7:00～19:00	1回につき 3,000円	

備考

- 1 表中の料金は、園児一人当たりの保育料とする。
- 2 表中の年齢は、利用する年度の4月1日における満年齢とする。
- 3 保育料には、給食費、おやつ費を含まず、別途料金とする。